

北関東防衛局達第26号
改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号
平成23年 4月 1日北関東防衛局達第24号
平成30年 3月30日北関東防衛局達第 1号

北関東防衛局の行政考査に関する達を次のように定める。

平成19年9月 1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局の行政考査に関する達

(通則)

第1条 北関東防衛局の所掌事務の自体考査(以下「考査」という。)及び考査結果の取扱いについては、この達の定めるところによる。

(考査の目的)

第2条 考査は、北関東防衛局の所掌事務の運営の改善向上に資するため、業務の計画の妥当性、適正かつ効率的な施行及び管理運営の確保、官紀の保持、過誤や不正行為の防止等並びに優良機関又は優良職員の推賞を行うことを目的とする。

(考査を行う者)

第3条 考査は、職員で局長から特定の事項につき考査を行うことを命ぜられた者(以下「考査員」という。)が実施し、局次長がこれを統括する。

(考査員の権限)

第4条 考査員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

(考査員の遵守事項)

第5条 考査員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤不正行為の糾明、事務運営上の支障となるものの発見等に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- (7) 考査の結果判明した事実及び情報については、厳に機密保持すること。

(考査の種類)

第6条 考査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期考査
- (2) 特定考査

(定期考査)

第7条 定期考査は、北関東防衛局の所掌事務について定期考査計画に基づき毎年実施する。

- 2 局次長は、毎年3月末日までに、次年度の定期考査計画を作成し、局長の承認を受けなければならない。
- 3 定期考査計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 考査の方針及び重点事項
 - (2) 被考査機関名
 - (3) 考査実施時期
 - (4) その他考査実施上必要な事項

4 局次長は、定期考査計画の作成に当たっては、原則として、あらかじめ、関係部課長（企画部次長、調達部次長、報道官、訟務官、室長、地方防衛事務所長及び出張所長を含む。以下「関係部課長」という。）の意見を求めるものとする。

5 局次長は、定期考査計画について、第2項の規定により、局長の承認を受けたときは、これを被考査機関の長に通知する。

（特定考査）

第8条 特定考査は、局長の命を受けて、特定の事項に関して随時実施する。

2 局次長は、前項の規定により、特定考査を実施するときは、原則としてその計画を被考査機関の長に通知する。

（実施通知）

第9条 局次長は、定期考査を実施する際には、あらかじめ考査の実施要領を定め、被考査機関の長に通知する。

なお、特定考査にあつては、この限りではない。

（考査結果の報告）

第10条 局次長は、考査が終了したときは、考査員の報告に基づいて、考査報告書を作成し、速やかに局長に提出しなければならない。

2 局次長は、必要と認めた場合は、考査報告書の写しを関係部課長及び被考査機関の長に送付する。

（勧告又は意見の提示）

第11条 局次長は、考査の結果必要と認める事項については、局長の命を受けて、関係部課長に対し、勧告又は意見の提示を行う。

（勧告又は意見の実施）

第12条 前条の規定により、勧告又は意見を受けた関係部課長は、それに基づき必要な措置を採り、その結果を遅滞なく局長に報告しなければならない。

2 関係部課長は、前項の規定により報告をした場合は、これを局次長に通知しなければならない。

（推賞措置）

第13条 局次長は、考査の結果特に優良と認める機関又は職員があるときは、これを表彰するため、関係部課長に対して意見を提示する等必要な措置を採る。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達24号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度の自体考査（定期考査）計画については、従前の例による。

附 則（平成30年3月30日北関東防衛局達1号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。